

おくやみハンドブック

裾野市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

裾野市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

裾野市役所 ☎ 055-992-1111

事前準備について

裾野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、裾野市役所へお越しください。



おくやみコーナーのご案内

裾野市では、亡くなられた方に関する市役所で行う手続きをサポートする「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、Web または電話での**事前予約**が必要です。

おくやみコーナーでできること

●市役所での主な手続きが、窓口を移動することなく受付できます

- ※一部、担当課でしかできない手続きもあります。
- ※後日、手続きが必要になる場合もあります。

●書類の記入を一部省略できます

- 亡くなられた方の住所、氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記入を一部省略できます。
- ※手続き時間（目安）：1 時間半～2 時間程度



おくやみコーナーの予約について

以下のいずれかの方法で**予約**してください。
届出後、3 開庁日以降の日付で予約をとることができます。

●Web で予約

下記の URL または二次元コードからアクセスしてください。
受付時間：24 時間（システムメンテナンス時を除く）

【URL】

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/2/2/1/18390.html>

【二次元コード】



●電話で予約

電話番号：**055-995-1812**

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

裾野市おくやみコーナー

場 所：裾野市役所本庁舎 1 階
市民課

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

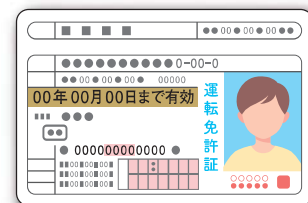
- 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など計2点
 - 認印（※相続人代表及び喪主）
 - 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号がわかるもの（年金証書、年金手帳など）
- 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の保険証
※亡くなられた方の各種認定証（交付されていた場合）
※葬祭費の請求に必要なもの
- 介護保険証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など
 - 2点で本人確認できる書類
健康保険・介護保険・後期高齢者医療の保険証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (35 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
		(36 ページ参照)
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (36 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

裾野市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた 手続き1 手続き2	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた 手続き3	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた 手続き4 手続き5	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた 手続き6 手続き7 手続き8	P.9~10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみに加入していた 手続き9	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金または共済年金に加入していた 手続き10	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた 手続き11	
農地・森林	<input type="checkbox"/>	農地を相続した 手続き12	P.12
	<input type="checkbox"/>	森林を相続した 手続き13	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない 手続き14 手続き15	P.13
	<input type="checkbox"/>	市県民税・国民健康保険税が課税されていた 手続き16	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない) 手続き17	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた 手続き18-① 手続き18-②	P.15
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた 手続き19	P.16
	<input type="checkbox"/>	保険料を払っていた 手続き20	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた 手続き21	P.17
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた 手続き22	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた 手続き23	P.18
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた 手続き24-① 手続き24-②	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた 手続き25	P.19

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金) 手続き26-① 手続き26-② 手続き26-③	P.20
	<input type="checkbox"/>	重度障害者(児)医療費の助成を受けていた 手続き27	P.21
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者タクシー券を利用していた 手続き28	P.22
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた 手続き29	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた 手続き30	P.23
	<input type="checkbox"/>	静岡県ゆずりあい駐車場利用証を利用していた 手続き31	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた 手続き32-① 手続き32-②	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた 手続き33-① 手続き33-②	P.25
	<input type="checkbox"/>	乳幼児・こども医療費助成受給者証を交付されていた 手続き34-① 手続き34-②	P.26
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた 手続き35	P.27
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園・こども園に在園、または入園を希望している 手続き36	
	<input type="checkbox"/>	裾野市立小・中学校にお子様が在籍している 手続き37	P.28
上下水道	<input type="checkbox"/>	水道・下水道を使用していた 手続き38	P.29
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった 手続き39	
その他	<input type="checkbox"/>	市営墓地の区画を持っていた 手続き40	P.30
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた 手続き41	
	<input type="checkbox"/>	戸別受信機を借りていた 手続き42	P.31
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	

住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き1 マイナンバーカードの返却

手続き2 住民基本台帳カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認することができなくなります。 <u>すべての手続きが完了してから返却または破棄するか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	すべての手続きが終了次第
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード 又は <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 055-995-1812
支所	
◆富岡支所 ☎ 997-0062	◆深良支所 ☎ 992-0400
◆須山支所 ☎ 998-0002	

印鑑登録をしていた

手続き3 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 ☎ 055-995-1812
支所	
◆富岡支所 ☎ 997-0062	◆深良支所 ☎ 992-0400
◆須山支所 ☎ 998-0002	

保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き4 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、保険証等を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国保限度額適用・標準負担額減額認定証 または国保限度額適用認定証 (交付されていた場合) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国保特定疾病療養受療証 (交付されていた場合)	国保年金課 ☎ 055-995-1814

手続き5 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※社会保険などの被保険者本人であった方が国保に加入して3ヶ月以内に亡くなり、前の健康保険から葬祭費または埋葬費が支給される場合は支給対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	国保年金課 ☎ 055-995-1814

MEMO

保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き6 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、保険証等を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証または後期高齢者医療限度額適用認定証（交付されていた場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療特定疾病療養受療証（交付されていた場合）	国保年金課 ☎ 055-995-1813

手続き7 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※火葬のみの場合は支給対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	国保年金課 ☎ 055-995-1813

MEMO

年金に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 8 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より保険料の未納または還付に関する書類を相続人代表者に送付する場合があります。 また、医療に関する給付が生じた場合、相続人代表者の口座へ支給します。	相当な期間（概ね 3 ヶ月）
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳	国保年金課 ☎ 055-995-1813

国民年金のみに加入していた

手続き 9 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の年金の種類やご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。 詳細は市役所へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの （年金証書、年金手帳など） ※見当たらない場合はその旨をお伝えください。	国保年金課 ☎ 055-995-1813 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201

MEMO

年金に関する手続き

厚生年金または共済年金に加入していた

手続き 10 市役所では手続きできません

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の年金の種類やご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 詳細は年金事務所や共済組合へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳など) ※見当たらない場合はその旨をお伝えください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 11 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は 10 日以内に住所地の JA を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡日から 10 日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農林振興課 ☎ 055-995-1824

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

農地・森林に関する手続き

農地を相続した

手続き 12 農地法に基づく届出書の提出

手続き詳細	期 限
農地を相続などにより取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。	権利を取得したことを 知った時点から おおむね 10 ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書(写し)または所有権移転後の登記簿謄本(写し)	農林振興課 ☎ 055-995-1824

森林を相続した

手続き 13 森林法に基づく届出書の提出

手続き詳細	期 限
森林を相続などにより取得した場合は、その森林のある市町村窓口 に届出が必要です。	所有者となった日から 90 日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 所有権移転後の登記簿謄本 (写し)	農林振興課 ☎ 055-995-1823

MEMO

税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 14 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 ※相続人が相続放棄をした場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をした方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。 ※固定資産税について、継続して口座振替を利用する場合であっても、1月1日現在の登記上の所有者が変わった際には、改めて口座振替依頼書の提出が必要になります。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課管理納税係 ☎ 055-995-1811

手続き 15 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用していた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課管理納税係 ☎ 055-995-1811

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市県民税・国民健康保険税が課税されていた

手続き 16 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市県民税や国民健康保険税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付することになります。	相当な期間（概ね3ヶ月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか相続人代表者届出書に必要事項を記入し、提出してください。	手続き可能な人
※相当の期間内に相続人代表者届出書が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	税務課管理納税係 ☎ 055-995-1811

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 17 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をする方を相続人の中から指定する手続きをしてください。	相続が発生した年内
※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。	手続き可能な人
※所有権移転登記は、別途法務局での手続きが必要です。	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	税務課資産税係 ☎ 055-995-1809 沼津支局（管轄の法務局） ☎ 055-923-1201
【法定相続人以外の方が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 相続する方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど	

税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 18-① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車の手続きをしてください。	相当な期間（概ね3ヶ月）
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課管理納税係 ☎ 055-995-1811

手続き 18-② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	相当な期間（概ね3ヶ月）
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課管理納税係 ☎ 055-995-1811

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 19 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険証を返却してください。 介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証（交付されていた場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（交付されていた場合）	介護保険課 ☎ 055-995-1821

保険料を払っていた

手続き 20 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より生前のご住所に保険料の未納または還付に関する書類を送付する場合があります。 送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は手続きをしてください。 ※郵送手続き可。お電話いただければ届書を郵送します。	約2週間以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護保険課 ☎ 055-995-1821

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 21 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を持っていた場合、死亡日をもって喪失となります。手帳を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

障害児福祉手当を受給していた

手続き 22 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

特別障害者手当を受給していた

手続き 23 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 24- ① 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡したことが確認できるもの (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き 24-② 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 親族
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	問い合わせ先 総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 25 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 26- ① 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票の写し <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票の写し <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 26- ② 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票の写し <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票の写し <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

福祉（障がい）に関する手続き

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 26- ③ 死亡届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給していた年金を止める手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

重度障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続き 27 重度障害者（児）医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者（児）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者（児）医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

重度心身障害者タクシー券を利用していた

手続き 28 重度心身障害者タクシー券の喪失届と、未使用分の重度心身障害者タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の重度心身障害者タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の重度心身障害者タクシー券	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

児童通所施設を利用していた

手続き 29 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 30 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

静岡県ゆずりあい駐車場利用証を利用していた

手続き 31 静岡県ゆずりあい駐車場利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が利用証を所持していた場合、死亡日をもって利用証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 静岡県ゆずりあい駐車場利用証	総合福祉課障がい福祉係 ☎ 055-995-1820

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 32-① 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が消滅となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 ・受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の受給者変更手続き】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給予定者のマイナンバーがわかるもの 【未払いの児童手当請求手続き】 <input type="checkbox"/> 手当を受給していた対象児童名義の通帳またはキャッシュカード ※2名以上受給していた場合は、年齢が上の児童のもの	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

【児童が亡くなられた場合】

手続き 32-② 資格消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が消滅となります。他に児童手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	原則、対象児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 33- ① 受給資格者死亡届の提出 児童扶養手当の証書返却

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の証書	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

【児童が亡くなられた場合】

手続き 33- ② 資格喪失届（または額改定届）の提出 児童扶養手当の証書返却

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の証書	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

乳幼児・こども医療費助成受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 34-① 保護者及び保険証の変更届の提出

手続き詳細	期 限
保護者変更などの確認が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	保護者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の乳幼児・こども医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 新たな児童の保険証	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

【児童が亡くなられた場合】

手続き 34-② 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
児童の死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の乳幼児・こども医療費助成受給者証	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

MEMO

子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 35 受給者証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給者証	総合福祉課児童給付係 ☎ 055-995-1841

保育園・幼稚園・こども園に在園、または入園を希望している

手続き 36 各種変更手続き

手続き詳細	期 限
園児や入園を希望している児童の保護者が亡くなられた場合、手続きが必要になります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	幼稚園・保育園課 ☎ 055-995-1822

MEMO

裾野市立小・中学校にお子様がいる

手続き 37 小中学校の保護者の変更

手続き詳細	期 限
保護者変更などの確認が必要となります。	—
	手続き可能な人 児童・生徒の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	学校教育課 ☎ 055-995-1838

MEMO

水道・下水道に関する手続き

水道・下水道を使用していた

手続き 38 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要です。 ※十里木簡水をご利用の方は、十里木高原別荘地サービスセンター（☎ 055-998-1212）に連絡してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	水道料金お客様センター ☎ 055-995-1831

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 39 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをしてください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14 日以内
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道経営課 ☎ 055-995-1836

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

その他の手続き

市営墓地の区画を持っていた

手続き 40 墓所使用権承継申請書の提出

手続き詳細	期 限
承継者（今後墓所を使用する人）を決め、生活環境課で墓所使用権承継申請をしてください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	承継者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証 <input type="checkbox"/> 承継の原因を証明する書類（死亡届の写し、除籍謄本など） <input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し（本籍地が記載されているもの） <input type="checkbox"/> 使用者との関係を証明する書類（承継者の戸籍謄本など）	生活環境課 ☎ 055-995-1816

犬を飼っていた

手続き 41 飼い主の変更届出

手続き詳細	期 限
新たな飼い主を決め、生活環境課で所有者などの変更届出を行ってください。 犬が市外に移る場合は、その市町村役場にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 愛犬カード（愛犬手帳）	生活環境課 ☎ 055-995-1816

MEMO

その他の手続き

戸別受信機を借りていた

手続き 42 返却または名義変更届出

手続き詳細	期 限
返却や、世帯主変更などにより名義変更する場合は、危機管理課へ届出を行ってください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 返却する人・・・戸別受信機とコード <input type="checkbox"/> 世帯主変更などにより名義変更する人・・・なし	危機管理課 ☎ 055-995-1817

家財整理をしたい

美化センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
亡くなった方が単身世帯で、搬入者が市外在住者の場合、事前に生活環境課で美化センター搬入の代理申請をしてください。(1ヶ月間有効です。) ※搬入者が市内在住者であれば、事前の手続きは不要です。	
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
【搬入者が市外在住者】 <input type="checkbox"/> 死亡した方との関係がわかるもの（戸籍謄本、除籍謄本など） <input type="checkbox"/> 死亡したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 搬入者の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証など）	生活環境課 ☎ 055-995-1816

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所へお問い合わせください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	裾野警察署 ☎ 055-995-0110 東部運転免許センター ☎ 055-921-2000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	東部健康福祉センター （保健所） ☎ 055-920-2073
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 沼津税務署 ☎ 055-922-1560
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	静岡地方法務局沼津支局 ☎ 055-923-1201

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
自動車・バイク	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	【普通自動車、軽二輪、二輪の小型自動車】 静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051 【軽三輪、軽四輪自動車】 軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 ☎ 050-3816-1778
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

家系図 (3親等内の親族)

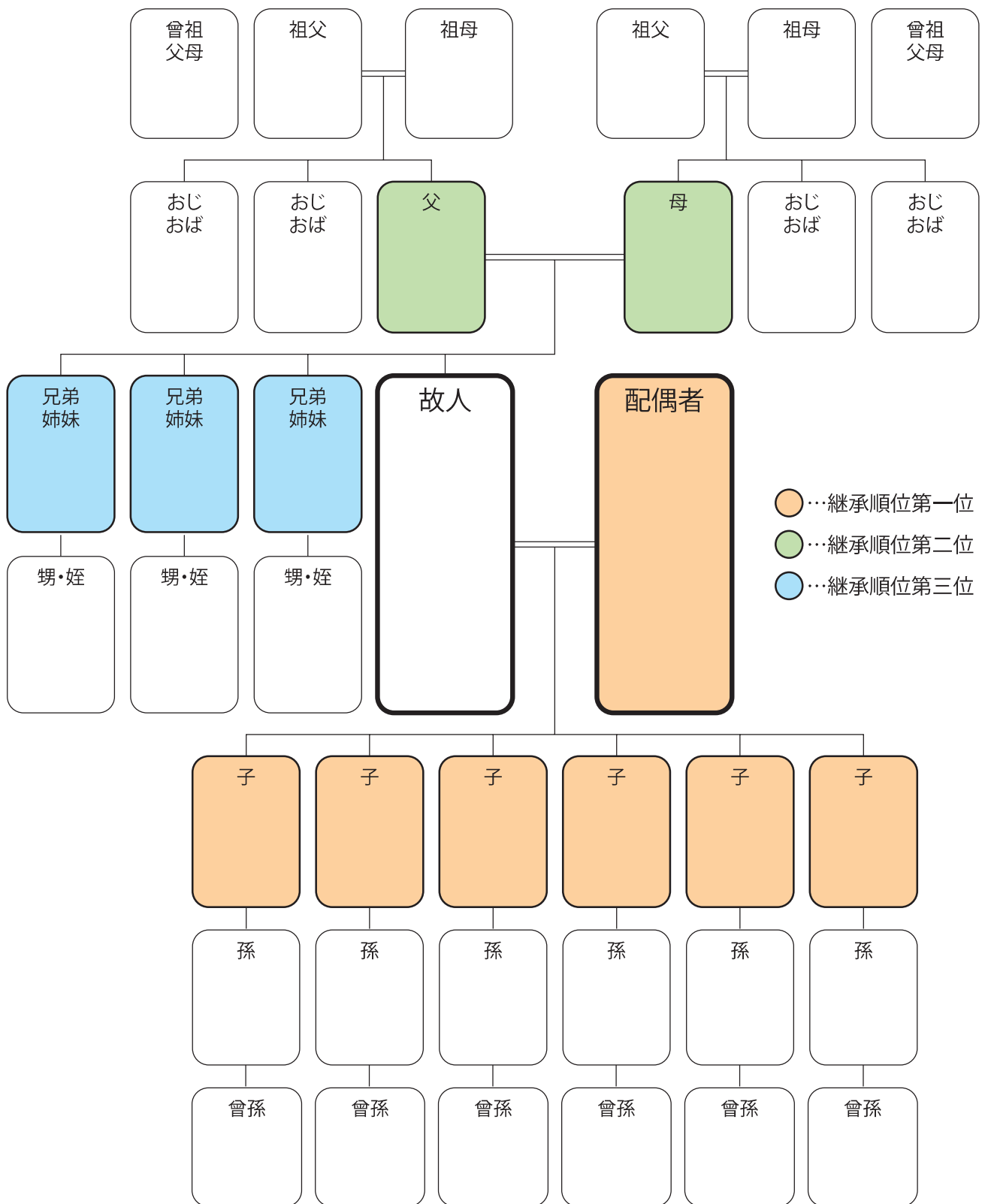
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

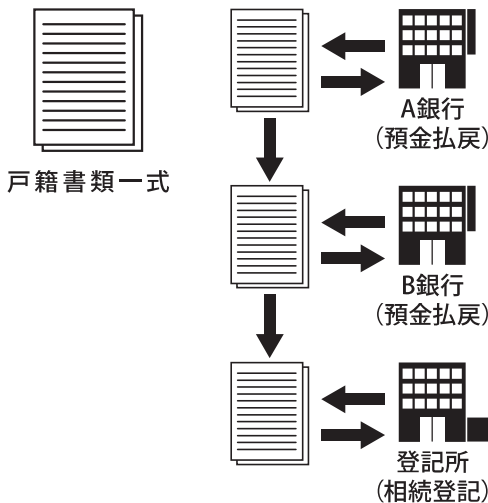
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

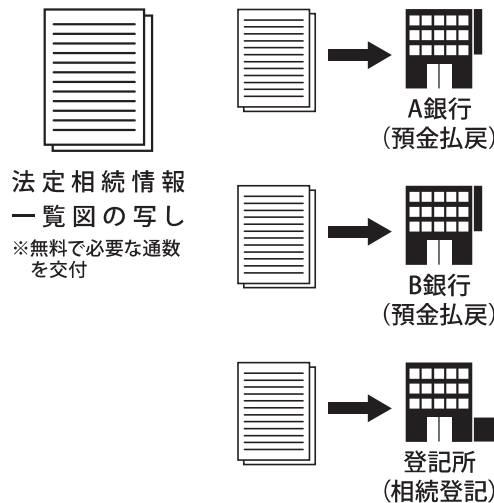
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）➡



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）➡



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）➡



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）➡



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）➡



委任状

※必ず委任する方が全部書いてください。

代理人住所	
代理人氏名	
代理人生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

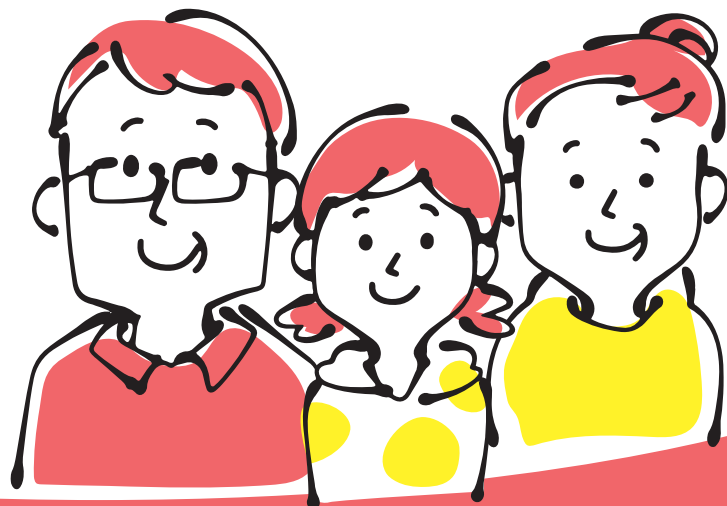
上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

1. _____ 証明の取得に関する一切の権限
2. _____ 手続きに関する一切の権限
3. その他 (_____) に関する権限

令和 年 月 日

委任者住所	
委任者氏名	⑩
委任者生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
委任者電話番号	(_____)

遺言 相続



裾野市にて相続にお困りの方、
お気軽にご相談下さい！



ご自身や家族のために、こんなお悩みありませんか？

- ☑ 相続の手続きは何から始めたらいいだろう
- ☑ 遺産の分け方で揉めているけどどうしよう
- ☑ 遺言書の内容に関して相談したい
- ☑ 借金があるので相続放棄をしたい
- ☑ 相続登記が義務化になるけれどどうしよう
- ☑ その他、法律全般に関するお悩み事

杉山法律事務所が誠心誠意対応します

県内唯一の弁護士4名の家族事務所です。
「親切・丁寧・的確」にアドバイスをし、手厚いサポートをご提供いたします。
街の法律相談役として、法律全般のご相談を幅広く対応しますのでお気軽にお問い合わせください。



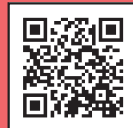
事前予約制

(個人) 相談料
30分 5,500円(税込)

お電話にてご予約ください

☎0545-51-3939

受付：9:00～17:00(土日祝定休)



弁護士法人杉山法律事務所

静岡県富士市伝法 2878-20 FAX：0545-51-7806

<https://www.sugiyama-law-fuji.com/>

弁護士法人杉山法律事務所 | 検索



本誌ご持参で、初回30分相談無料

古物商認可番号：第49100A000009号（静岡県公安委員会申請済み）



遺品整理士提携

一般廃棄物提携

森のくまさん

あなたと
ご家族の声に寄り添います。

出張お見積り無料・秘密厳守

生前整理

遺品整理

家のお片付け
ゴミ屋敷清掃
特殊清掃

リフォーム
解体
庭木のお手入れ

森のくまさんでは、
お部屋やゴミ屋敷のお片付け等の作業を
お客様の立場になり、親切・丁寧・低価格を
モットーに迅速に対応いたします

（リサイクルショップ森のくまさんグループ）

森のくまさん【裾野店】
静岡県裾野市平松 210-1
代表 勝俣 勉
携帯：080-2660-9724
電話：055-957-8808

森のくまさん【三島店】
静岡県三島市芙蓉台 1-19-5
代表 山本 郁也
携帯：090-8555-6619
電話：055-939-5087

<https://morikuma3776.com>

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易
見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとり
に寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績の
ある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ **0120-964-850**

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



この度は、心よりお悔やみ申し上げます。これまでのお客様の歴史・想いを受け継いで、大切に承継するお手伝いができれば幸いです。

不動産売却・買取

不動産査定・調査

任意売却 競売相談

相続・遺言 信託

不動産登記 商業登記

建物解体 残置物処分

リフォーム 外構

農地転用 各種許認可

TOKAI
株式会社 東海
株式会社 東海不動産
司法書士・行政書士 東海法務事務所

**相続・信託・登記・不動産売却・買取・査定
解体工事・リフォーム・許認可申請等**

通常は

それぞれ会社に依頼

工事 不動産 相続 登記 許認可

自社一貫体制で対応が可能です

弊社なら

窓口一つでご対応

相続 工事 不動産 登記 許認可

〔建物解体工事・リフォーム・外構・産業廃棄物収集運搬 等〕

株式会社 東海

静岡県知事
(般-3) 第 035086 号
第 02201111787 号

TEL. 055-968-6231 FAX. 055-968-6235

E-mail. kk-tokai@ny.thn.ne.jp

HP. <https://www.kk-tokai.com/>

〔農地転用・建設業許可・各種許認可申請 等〕

行政書士 東海法務事務所

TEL. 055-957-5967 FAX. 055-957-5968

E-mail. tokai-office@ca.thn.ne.jp

HP. <https://www.tokai-office.jp/>



〔不動産売却・買取・査定・調査・任意売却・リースバック 等〕

株式会社 東海不動産

静岡県知事
(3) 第 13142 号

(原) TEL. 055-968-6336 FAX. 055-968-6337

(北高島町) TEL. 055-943-7522 FAX. 055-941-8489

E-mail. tokai-fudousan@ca.thn.ne.jp HP. <https://www.kk-tokaifudousan.jp/>

〔不動産登記・商業登記・会社設立・相続・遺言・信託 等〕

司法書士 東海法務事務所

TEL. 055-941-8480 FAX. 055-941-8481

E-mail. msbc@tokai-office.jp

HP. <https://www.tokai-office.jp/>



発行 裾野市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年4月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を裾野市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

